

危機管理マニュアル

岸和田市立八木北小学校

令和 8 年度

目 次

第1章 危機管理体制について（事前の危機管理）

1 危機管理体制について

1 危機発生の子知と回避について	2
------------------	---

第2章 具体的事象における危機管理のポイント（発生時）

1 児童に係る事象

(1) 学校生活に係る事象

①不審者侵入の対応について	3
②行方不明者の対応について	8

(2) 学校保健に係る事象

①食中毒および感染症の対応について	10
②食物アレルギー事故の対応について	11
③頭部打撲の対応について	14
④熱中症の対応について	15
⑤害虫への対応について	15
⑥クマ出没情報への対応	16

(3) 学校事故に係る事象

重大な事故発生時の対応について	17
-----------------	----

2 自然災害等に係る事象

地震、津波の発生時の対応について	18
------------------	----

3 緊急時児童引き渡し対応について

- ① 不審者の警戒時における対応
- ② 自然災害時（地震、津波）の対応について
- ③ 自然災害時（台風、洪水、土砂崩れ等）の対応について
- ④ その他の緊急時の対応について

第3章 事後の危機管理

1 危機発生時の対応について	21
2 危機発生時の連絡体制について	22
3 心のケア	23
4 調査・検証・報告・再発防止等	23

第4章 資料編

1 児童・生徒が重傷を負った場合	25
2 病院を受診するときの手順	26
3 救急車要請手順	27
4 変災時の対応	28
・気象警報発令時・地震、津波発生時・Jアラート発信時	
5 令和6年度 危機管理マニュアル(要約版)	30
6 緊急時連絡網	32

第1章 危機管理体制について（事前の危機管理）

1 危機発生の予知と回避について

校内巡視の強化、案内板の設置、「ご用の方は職員室へおこしてください」等）、防犯教室の開催、避難訓練の充実、連絡網の確認等を行う。

○危険箇所の抽出

- ・学期ごとに安全点検を実施し、施設設備の異常の有無を確認した上で必要に応じて教育委員会に報告あるいは、自校で整備を行うなど、関係機関と連携して組織的に対応する。

○門扉の管理（北門 南門 西門）

- ・不審者侵入防止の為、閉門もしくは施錠を行う。

○来校者への対応

- ・外部からの侵入者があることを想定し注意を払う。不審かどうかにかかわらず、声かけは必ず行う。
- ・来校する保護者には、名札をつけてもらうように依頼する。

○児童への安全教育

- ・児童が速やかに自ら対応できる能力を身につけさせる。

○避難訓練

- ・避難経路を設定し、どのような危険があるのか、何から避難するのか、危険に対してどのような避難行動をとればよいのか、どの時機で避難行動をとることが望ましいのか、明確にして、避難訓練を実施する。

○職員の研修・訓練

- ・これまでの事故等事例の情報の共有を行い、重大事故が発生する前の対策を講じる。
- ・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。救命救急等の実技研修を積極的に取り入れる。
- ・複数による校内外の巡回を行う。状況により携帯電話、ホイッスル等を携帯する。
- ・校区安全マップの作成等、収集した情報を活用する。また、情報収集のために、保護者や地域と連携する。

○見守りボランティアとの連携

○連絡網の整備と確認

- ・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。
- ・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。

○関係機関との連携（PTA、警察、地域等）

- ・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。
- ・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。

第2章 具体的事象における危機管理のポイント

1 児童に係る事象

（1）学校生活に係る事象

①不審者侵入の対応について

ア 不審者侵入防止対策

- 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
 - ・来校者用の名札をしているか。
 - ・不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
 - ・凶器や不審物をもっていないか。
- 声を掛けて、用件をたずねる。
 - ・教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか。
 - ・保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。
- 他の教職員に連絡して協力を求める。
 - ・複数人での対応を基本とする。
 - ・自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
 - ・対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
 - ・毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
 - ・できる限り、児童生徒等がいる場所に向かわせないようにする。
- 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110 番」通報する。
 - ・退去に応じない場合は、児童生徒等に危害を加える可能性があると考える。
- 退去後も再び侵入しないか見届ける。
 - ・門や入口は必ず閉めて施錠しておく。
 - ・警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

イ 児童への指導

○授業中の場合：教員の指示に従い、放送を聞けるようにする。

○休憩時間の場合

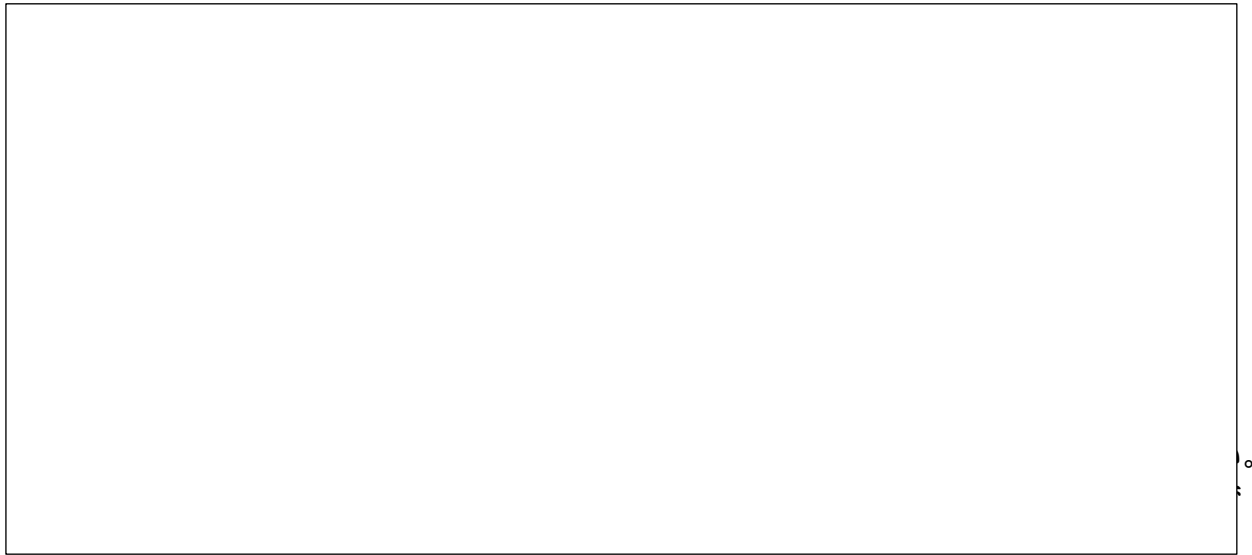
不審者と遭遇した場合

- ・すぐその場から逃げる。または大声を出して助けを求める。基本的には教職員のいる最寄りの教室に逃げ込む。また近くの教職員に直ちに知らせる。

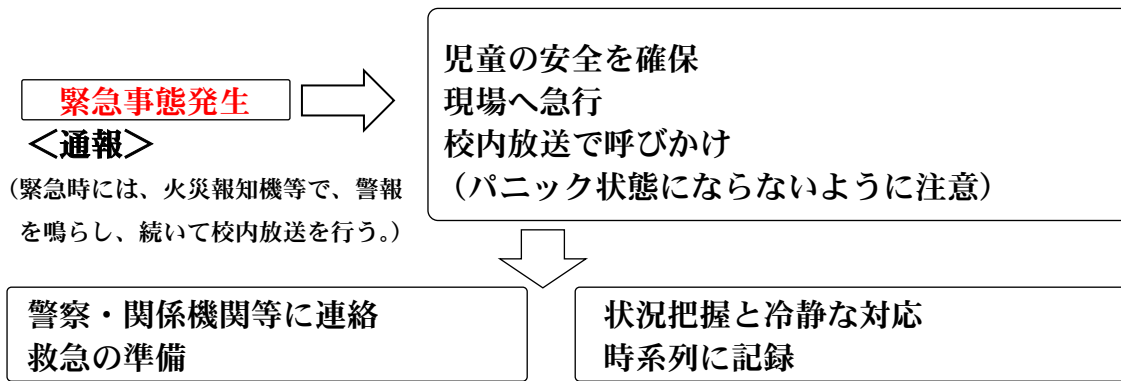
放送の合図（ピンポンパンポーン）が3回鳴った時

- ・静かにして放送を聞けるようにする。放送の指示、もしくは近くの教職員の指示に従い、不審者が確保、もしくは退去するまで安全に待機する。
- ・一人での勝手な行動は慎む。基本的には各教室へ避難し、放送や教職員の指示を聞いて動く。教室内に教職員がいない場合は直ちに教職員のいる教室に移動する。
- ・校舎外で不審者の対応をしている場合、児童は教室に戻るよう促し、人数確認を行う。
- ・校舎内で不審者の対応をしている場合、校舎外にいる児童は教室に戻らず、西門付近に集まり、指示を待つ。

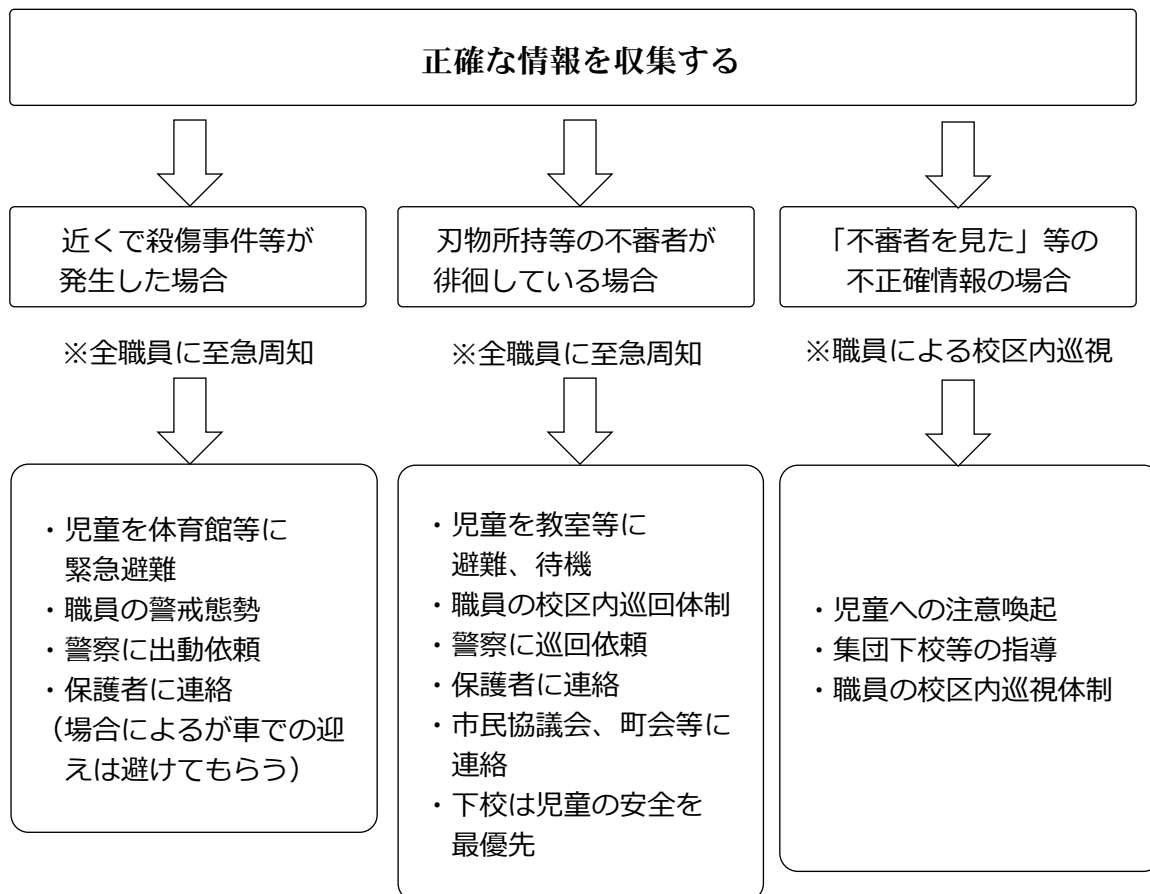
ウ 教職員の対応



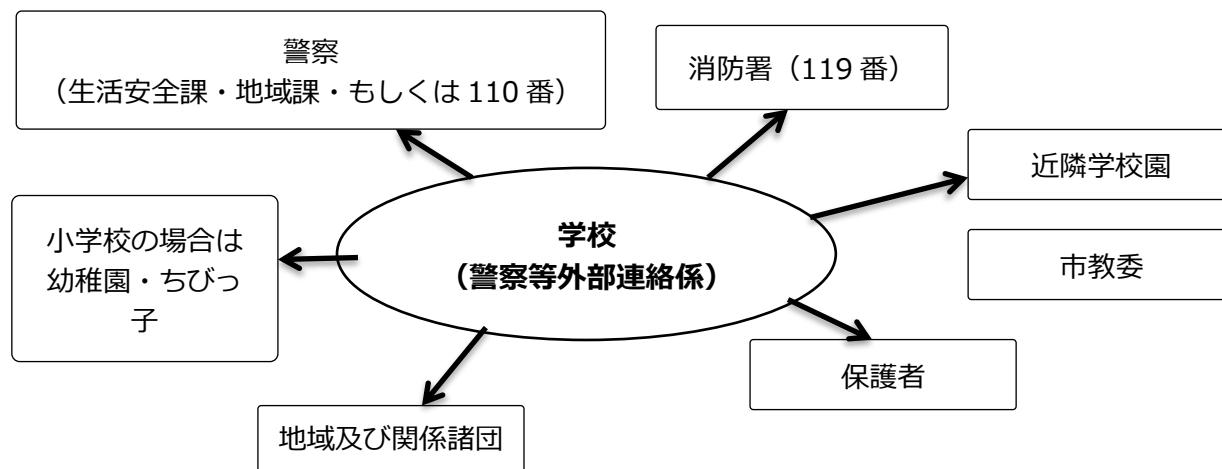
- ※安全教育は、校内避難訓練や警察等と連携した防犯教室を行い、児童にも緊急時に「自ら身を守る」能力を育てる。
- ※職員研修では、避難誘導の実地訓練、救命救急法等の研修、職員自らの身を守る防御法の習得を図る。
- ※不審者対応の報告については、保護者に緊急メールや手紙を通じて知らせる。状況により市教委と連携して保護者会・PTA実行委員会等を開催し、保護者・PTA関係者・地域住民に今後の不審者対応への協力を依頼する。



◎緊急のおそれがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



ウ 連絡体制について（連絡先と連絡者を確認しておく）



岸和田警察	0 7 2 - 4 3 9 - 1 2 3 4
岸和田市教育員会（学校教育課）	0 7 2 - 4 2 3 - 9 6 8 3
八木小学校	0 7 2 - 4 4 5 - 0 0 4 9
八木南小学校	0 7 2 - 4 4 5 - 5 8 9 4
久米田中学校	0 7 2 - 4 4 5 - 0 1 5 7

エ その他

防犯のため、さすまた、ホイッスル、AED（体育館）などを設置する。また、非常用放送設備の点検を定期的を実施する。

②行方不明者の対応について（下校後、家に帰っていない場合）

情報を受けた者から、管理職へ速やかに連絡を行う。

放課後、活動をともにしていた者への聞き取りや、一緒に下校した者への聞き取りを行う

確認事項
・校内に残っていないか
・下校時刻



※通学路周辺の搜索（危険箇所を念入りに）
※保護者との連絡



※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校園）と速報及び情報収集
※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り
※メール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の児童の安否確認
※町内放送などを協議する
※マスコミ対応などを協議する



※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する
（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する
※翌日以降の指導の検討

◎休日（課業日外）の場合

情報を受けた者から、管理職へ速やかに連絡を行う。

関係職員の招集（動員体制 A B C）
※P. 2 2 参照

情報収集
・関係児童等より事情を聞く



※搜索（危険箇所を念入りに）
※保護者との連絡



※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校園）と速報及び情報収集
※「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り
※メール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の児童の安否確認、翌日以降の指導の検討
※町内放送、マスコミ対応などの協議



※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部の設置

ウ 連絡体制

不審者侵入時（P. 7）に準ずる。

(2) 学校保健に係る事象

①食中毒および感染症の対応について

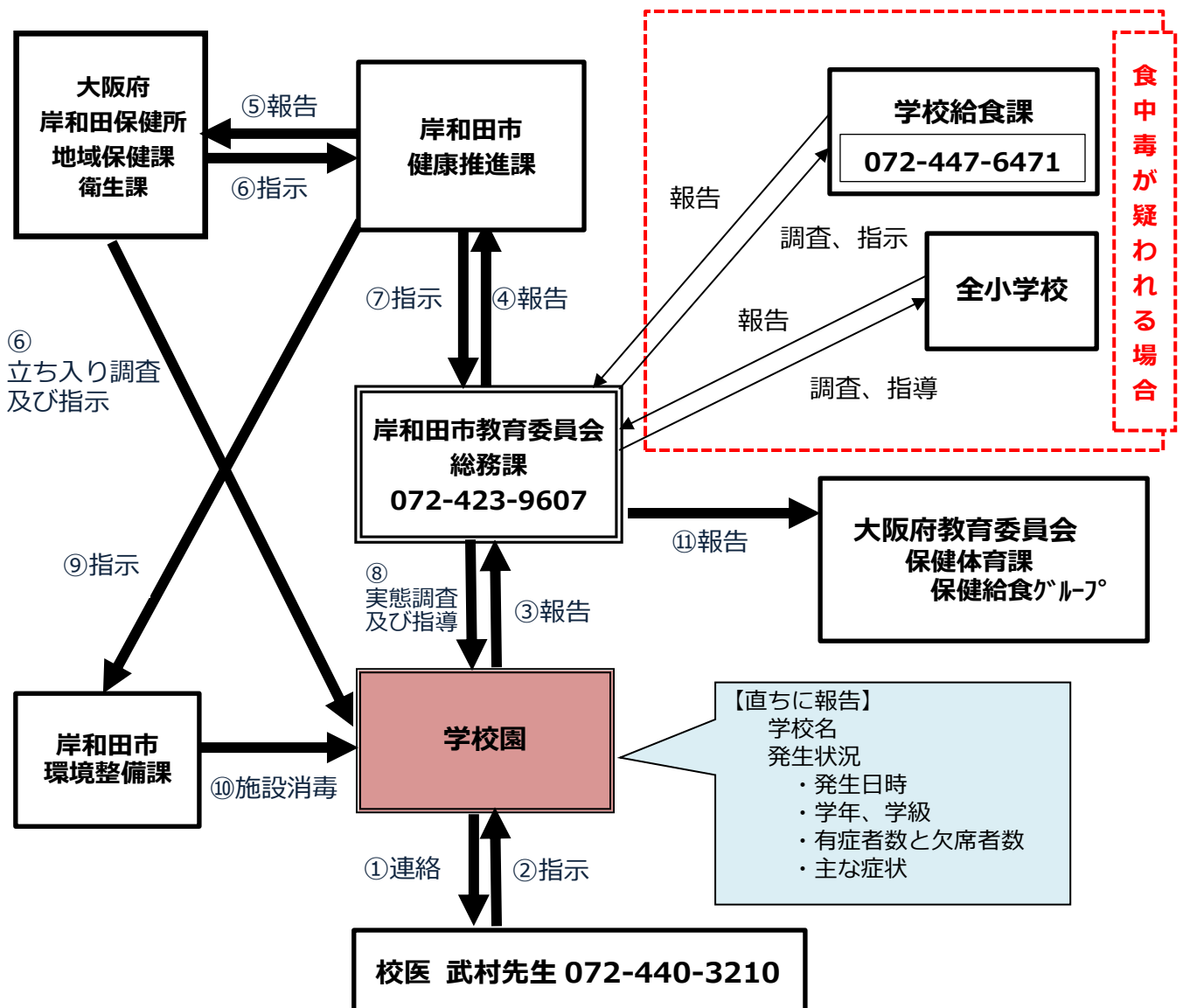
ア 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実

イ 校内組織体制

最初に気づいた者、知った者が、校内体制に基づき、組織的対応のスタートを切る。

【食中毒および感染症等発生時の体制】



②食物アレルギー事故の対応について

ア 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実

イ 事故発生からの対応について

※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応参照

〈状況把握とその対応〉

- 状況を把握した職員は他の職員に連絡する。管理職・養護教諭等が救急車を要請する。
(児童から目を離さない。一人にしないようにする)
- アナフィラキシー症状やショック症状を起こした 児童に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ・エピペンや内服薬を処方されているか。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させるか、背中を強く叩く等により除去する。
 - ・ショック体位（足側を 15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う。
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
 - ・必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
 - ・救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
 - ・救急隊員に当該児童・生徒のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
 - ・他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童の心のケアに努める。

ウ 安全教育の充実

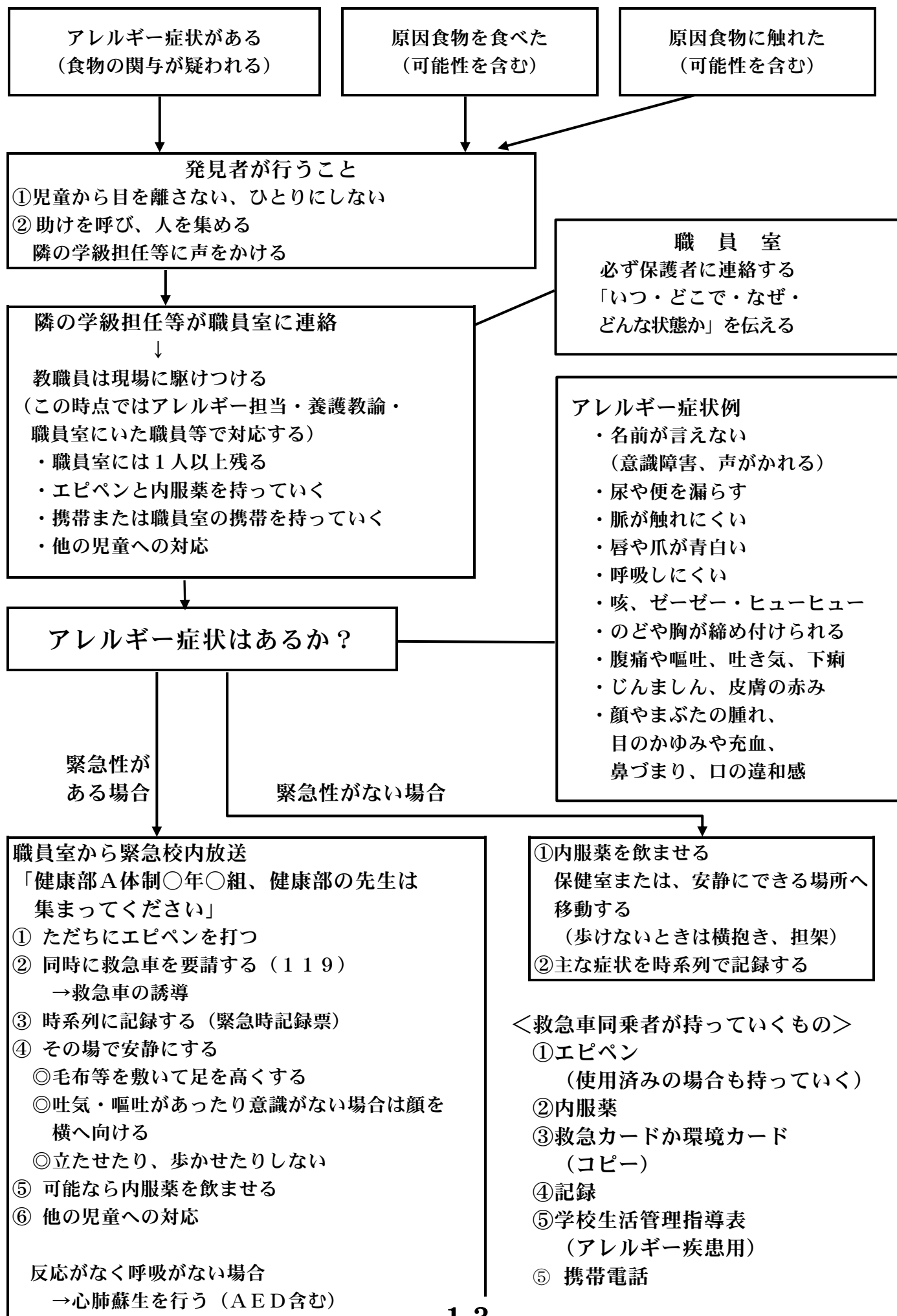
〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。
- 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）やエピペン使用方法 応急手当等について実際に対応できるようにしておく。
- 食教育の中で、児童が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

◎以下の症状がひとつでもあてはまる場合、エピペンを使用する。

全身の症状	・ぐったり ・意識もうろう ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくいまたは不規則 ・唇や爪が青白い
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸
消化器の症状	・持続する強い（がまんできない）お腹の痛み ・繰り返し吐き続ける

【食物アレルギー緊急時対応】



③ 頭部打撲（顔面含む）の対応について

〈状態把握〉重症度、関わった児童、他の部位の負傷などを確認する。

○状況：いつ、どこで、何で打ったか、どのような状況で打ったか、
どのくらいの高さから落ちたか 等

○打撲部位の確認：変形や出血の有無、皮下血腫（こぶ）の大きさ、傷口の大きさ、
嘔吐・吐き気の有無、意識障害の有無、顔色、他の部位の負傷 等

〈頭部打撲への対応〉 ※頭部の負傷については慎重に対応する。判断に迷う場合は受診

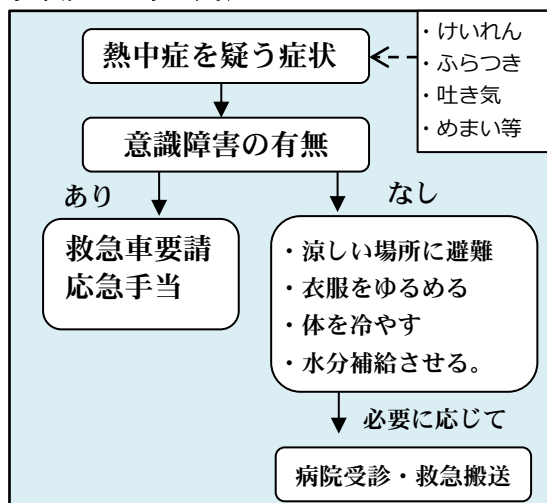
救急搬送する場合		医療機関を受診する場合		左記に 当てはまらない場合
症状	・意識障害（応答がない、ボーっとしている、すぐに眠ってしまう） ・ぐったりしている ・けいれん・ひきつけ ・手足のしびれ ・動きがおかしい ・繰り返す嘔吐 ・耳や鼻から透明な液 ・眼球運動の異常 ・瞳孔の左右差 ・大量の出血	症状	・出血 ・一度の嘔吐 ・吐き気 ・打撲部位以外の頭痛 ・打撲の衝撃が強い疑いがある ・高所からの落下	
↓		↓		↓
◎119番通報 P.25、27【救急車要請（119番通報）】参照 ○安全確保の目的以外で動かさない ○嘔吐を伴う場合は顔を横に向ける ○出血がある場合は圧迫止血した上で傷口をガーゼで保護する ○打撲部位を冷やす		◎医療機関を受診する P.26【病院を受診するときの手順】参照 ○打撲部位を冷やす ○出血がある場合は圧迫止血した上で傷口をガーゼで保護する ○受診後も、最低24時間は注意深く見守る		◎早急に保護者に連絡し、対応を相談する 場合によっては医療機関を受診 ○打撲部位を冷やす ○出血がある場合は圧迫止血した上で傷口をガーゼで保護する ○嘔吐や意識障害等が現れた場合は医療機関を受診する ○異常が見られない場合も、最低24時間は注意深く見守る。保護者にもこの旨をお願いする

④ 熱中症の対応について

ア 熱中症予防のために

- ・環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- ・水分補給を適宜行う。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

イ 事故発生時の対応について



★「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。
★保護者や地域の方に「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」を活用して行事等が変更になる旨をあらかじめ学校だより等で周知しておく。

⑤害虫への対応について

1. ハチ

(1) 山林等での活動時の準備

- ・ハチ毒アレルギーのある児童の把握
- ・準備物(活動に応じて必要数)：ポイズンリムーバー、抗ヒスタミン軟膏

(2) ハチが寄ってきたら

- ・静かにその場から遠ざかる。
- ・追いかけられた場合は動かずに姿勢を低くし、ハチが去るのを静かに待つ。

※ハチを刺激するもの

黒色のもの・臭い(ヘアスプレーや香水)・大声・振動・物音

(3) 刺されたとき ※他の大きな傷病と同様に、管理職へ連絡

- ①傷口を流水できれいに洗い流す。
- ②毒液をポイズンリムーバー等で搾り出す。
- ③抗ヒスタミン軟膏を塗る。
- ④冷やして安静にする。
- ⑤速やかに皮膚科を受診する。

ポイズンリムーバー(携帯用)の使い方

- ①マウスピースを傷口にあてピストンレバーを引き上げ、約60～90秒(蜂や毒蛇にかまれた場合は3分以上)そのままにする。
- ②ピストンレバーを押し下げ初めの位置に戻す。
- ③引き続きこのバキュームを数回繰り返して毒液を抽出する。

頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、呼吸困難などがある場合

(アナフィラキシーショックの疑い)

⇒ 救急搬送

- ・エピペンが処方されている場合は使用する。
- ・救急車が来るまでは足を上げて安静にする。

2. セアカゴケグモ

(1) 予防

- ・排水溝や植木鉢等、生息しそうな場所に普段から注意し、巣があれば棒切れなどで払う。
- ・見つけても、素手で捕まえたり、さわったりしない。
- ・クモに直接、ピレスロイド系殺虫剤を噴霧して駆除する。

(2) 咬まれたとき

- ①傷口を流水や石けん水できれいに洗い流す。
- ②冷やす。
- ③速やかに皮膚科または内科を受診する(可能なら咬まれたクモを殺して持参する)。

3. アオバアリガタハネカクシ(やけど虫)

体長6～7mm、黒とオレンジの体の特徴



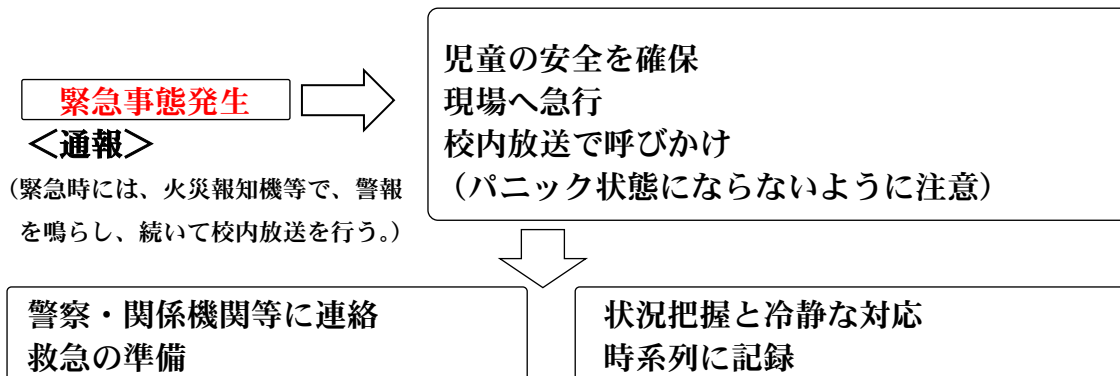
(1) 予防

- ・見つけてもつぶさない、触らない。
- ・皮膚にこの虫が止まったら、つぶさず、数枚のティッシュなどでそっと取りのぞいて逃がす。

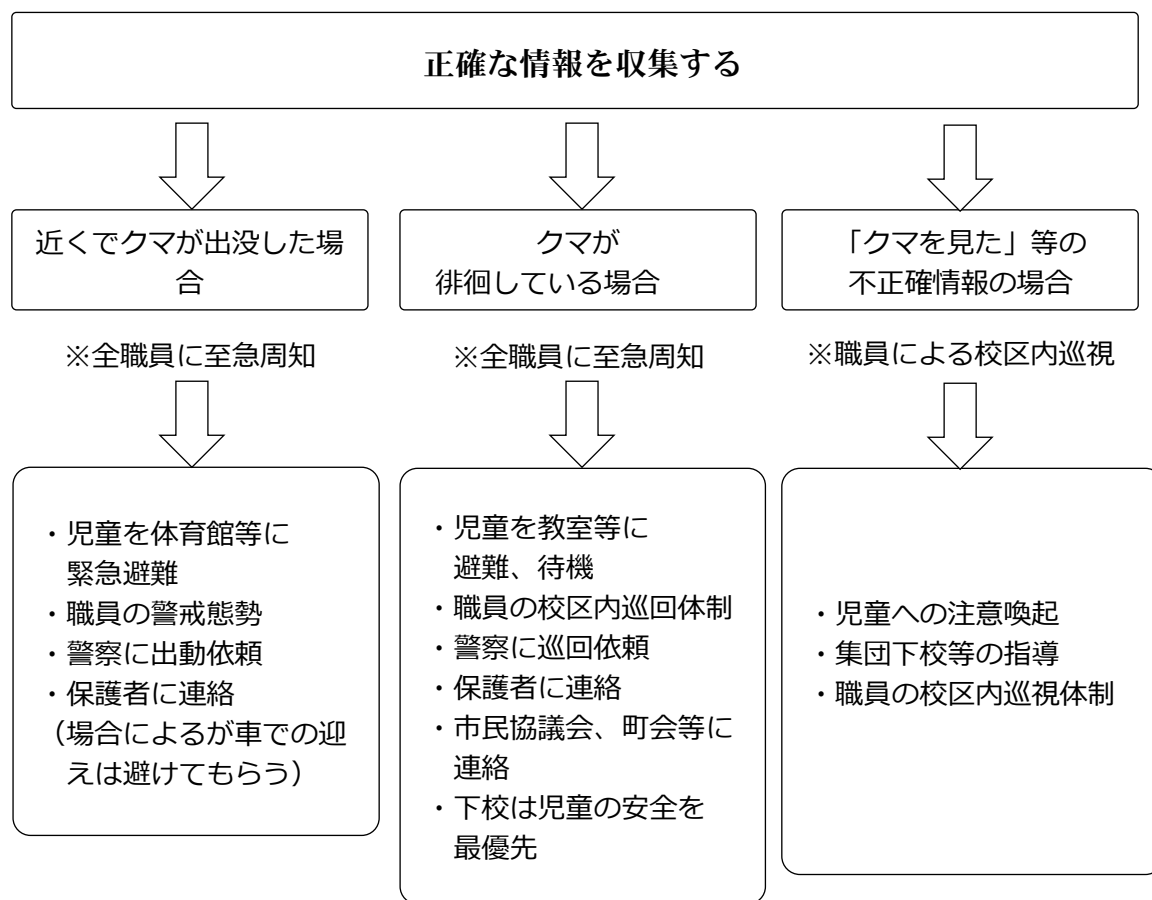
(2) 体液が皮膚についたとき

- ①すぐに流水で洗い流す。
- ②発赤・水疱等、症状のある場合は皮膚科を受診する。
目に体液が入った場合は速やかに眼科を受診する。

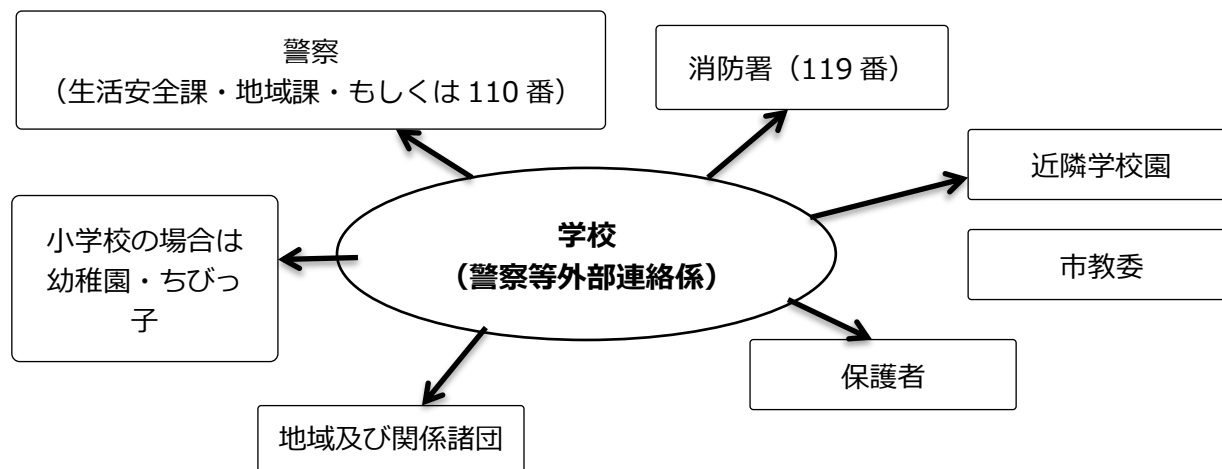
⑥クマ出没情報への対応



◎緊急のおそれがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



ウ 連絡体制について（連絡先と連絡者を確認しておく）



岸和田警察	0 7 2 - 4 3 9 - 1 2 3 4
岸和田市教育委員会（学校教育課）	0 7 2 - 4 2 3 - 9 6 8 3
八木小学校	0 7 2 - 4 4 5 - 0 0 4 9
八木南小学校	0 7 2 - 4 4 5 - 5 8 9 4
久米田中学校	0 7 2 - 4 4 5 - 0 1 5 7

エ その他

防犯のため、護身スプレー、ホイッスル、AED（体育館）などを設置する。また、非常用放送設備の点検を定期的実施する。

(3) 学校事故に係る事象

重大な事故発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- 安全管理・安全点検【毎月1回の安全点検】
- 児童の健康診断、既往歴等の把握

イ 事故発生からの対応について

- ・児童の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と迅速な連絡・通報

〈状況把握とその対応〉

- 意識の有無などの状況把握を迅速に把握し、救命処置（心配蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- 職員室と保健室への連絡。救急車の要請と校長への連絡。
- 傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- 救急車には、職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは、児童に付き添い続ける。
- 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

〈事後措置〉

- 保護者に、事故発生の状況について説明を行う。
- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 外部への情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- 児童・生徒の心のケアに努める。
- 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。

ウ 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 救命措置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

2 自然災害等に係る事象

地震、津波の発生時の対応について

ア 予防と危機回避

- ・避難訓練の実施
- ・安全教育の充実

イ 校内組織体制

- ・児童の避難：緊急地震速報を受けたら直ちに校内放送、避難訓練の内容を基本に対応。
- ・重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- ・必要に応じて地域住民を避難所として受け入れる体制を準備する。
- ・学校早期再開計画

〔児童、生徒への対応〕

調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）

対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）

〔施設・備品等への対応〕

破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保

〔臨時教育計画の実行〕

新通学路の決定

授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）

教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。

〔転出入、就学援助〕

ウ 連絡体制

不審者侵入時（P. 7） に準ずる。

エ その他

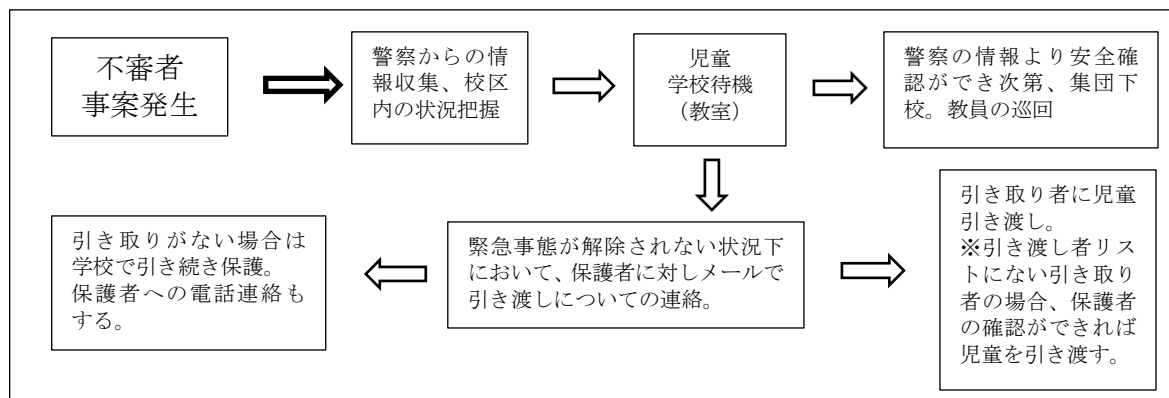
その他の災害の具体的な対応に関しては、以下の文書を参照し、対応すること

3 緊急時児童引き渡し対応について

① 不審者の警戒時における対応

児童在校時に警戒度が高い不審者事案

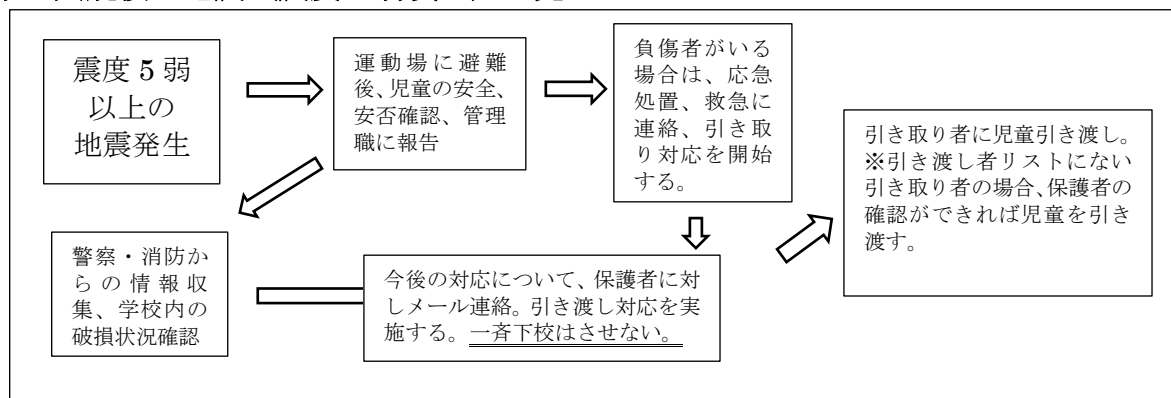
(刃物を持った不審者の目撃情報、校区内で傷害事件が発生、容疑者逃走中など)



警察からの情報を集約し、安全最優先のため、学校で待機。メールで保護者に対し、緊急時対応についての連絡後、引き渡し体制をとる。引き取りに来た保護者の受付を各教室の担任で行い、保護者に引き渡す。担任は児童名簿を用意し、児童の引き渡し状況を記録する。

② 自然災害時（地震、津波）の対応について

在校中に大規模な地震（震度5弱以上）が発生



○地震発生後、児童の安全が確認でき、被害等が特に確認されない場合

→ 保護者に対し、メールにて今後の対応について連絡後、一斉下校をする。（教員の巡回）引き取りの連絡があった児童は学校待機させる。

○地震発生後、安全確認が取れない、校区内で破損状況がある場合

→ 運動場にて引き渡し対応をする。

管理職がメールにて保護者への引き渡しの連絡を入れる。

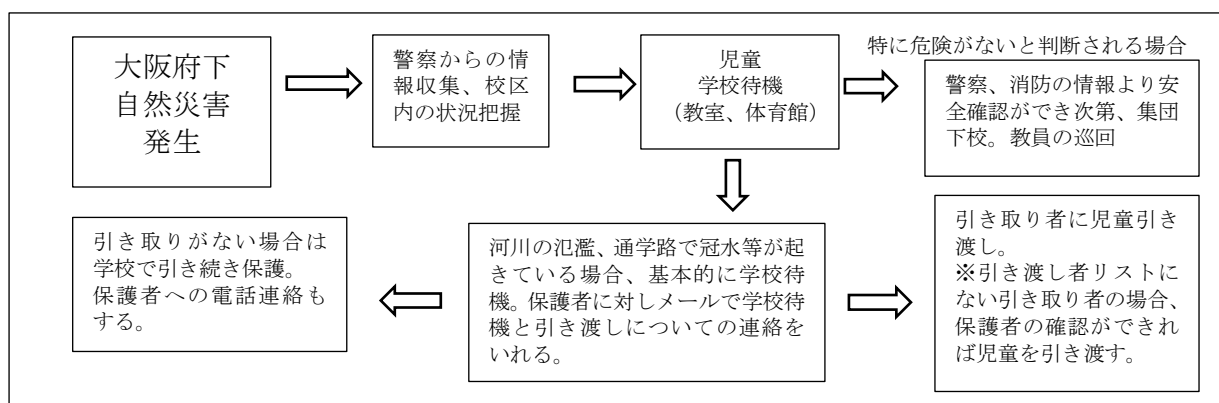
クラスごとに児童管理。担任は児童名簿を用意し、児童の引き渡し状況を記録する。引き取り者が来ない児童には時間を見て保護者に連絡を入れる。混線等で連絡ができない場合は、学校待機。体育館等が避難所になる可能性もあるため、担任以外の教員は外部の人の対応に当たる。（管理職指示）

○地震発生後、安全確認が取れない、津波の危険性が高い状況の場合（大津波警報が発令）→ 児童の安全確認後、校舎の3階に避難。管理職は保護者へメールにて今後の対応について連絡を入れる。避難の状況下にあるため、下校、引き渡しに関しては保留し、安否確認のメールをいれる。状況によっては、より高い避難場所である府営団地2号棟、3号棟への避難も考える。

津波の状況が落ち着いた時点で、前述の引き渡し対応を実施する。

③ 自然災害時（台風、洪水、土砂崩れ等）の対応について

台風等による自然災害が発生、懸念される場合（河川の氾濫など）



○河川の氾濫が確認されている、通学路において水路等の水が著しくあふれている場合
→基本的に学校待機。保護者にメール連絡後、引き渡し体制に入る。

連絡がつかない児童は、学校待機。その後の対応は市教委と協議し対応する。

④ その他の緊急時の対応について

昨今、様々な思いがけないような危険なケースが発生している。そのため、どのような状況下においても児童の安全が最優先になるよう臨機応変に対応していくべきである。

いかなる緊急時においても基本的には安全が確認できるまでは学校待機とし、児童を安全に保護者に引き渡せるようにする。地震の場合、揺れが収まって家屋の倒壊が遅れてくる場合や、さらなる余震が発生する場合も考えられるので慎重に対応する。

第3章 事後の危機管理

1 危機発生時の対応について

○職員の動きの確認、組織的対応の確認等を行う。

○職員がとるべき措置

- ・児童の安全確保を最優先しながら、相互の連絡がスムーズにいくような共通認識と体制を整える。
- ・全体としての状況の把握を的確迅速に行う（負傷者の名前、人数、ケガの程度等）。
- ・時系列に記録を丁寧にとる。

○連絡先の整理

- ・110番と119番は別々に行う。
- ・電話線の混雑を考え、予め対応策を協議しておく。

○組織的対応の整理

- ・各職員が迅速に行動できる指揮・伝達系統を確立する。
- ・情報を一元化し、外部との窓口も一本化する。

○児童の一時避難、下校指導についての確認

- ・事態の重大性に応じて、適切な体制を図る。

- ① 放課後の活動を中止にして、学年別に下校。（職員が校区内を巡回）
- ② 下校時間を早くする、もしくは遅らせて一斉下校。（職員が校区内を巡回）
（校区内および近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊しているという情報を得た場合、台風に伴う警報が出た場合や、地震等の自然災害により、下校時に児童の安全確保が必要と判断した場合）
- ③ 保護者に迎えにきてもらう。迎えにきた際は確認のためにサインをもらう。
迎えがない児童は学校で預かる。チビッコに行っている児童は、児童育成課の指示に従う。
（大規模な災害等で、集団下校でも児童、生徒の安全確保が困難と判断した場合、警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合）

2 危機発生時の連絡体制について

○校内体制の整備・・・職員の役割分担や共通理解内容を徹底する。

①日常の役割分担

- ・「予知と回避の方策」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
- ・地域を考慮した体制を考える。

②緊急時の役割分担の確認

- ・「発生時の対応」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。

- ・事後における児童の心のケアを重視する。

③課業時間外の職員参集体制の整備

- ・事態の重大性に応じて、次のように動員体制を図る。

動員体制

A体制（校長・教頭・首席・生徒指導主担等） B体制（運営委員会に出席している職員）

C体制（全職員）

④課業時間以外での臨時連絡先、連絡方法の周知

⑤児童・保護者・地域への連絡体制の構築

- ・メール配信システム等の連絡体制の整備
- ・町内放送の活用（解決時の連絡方法も必要）

⑥対策本部の設置

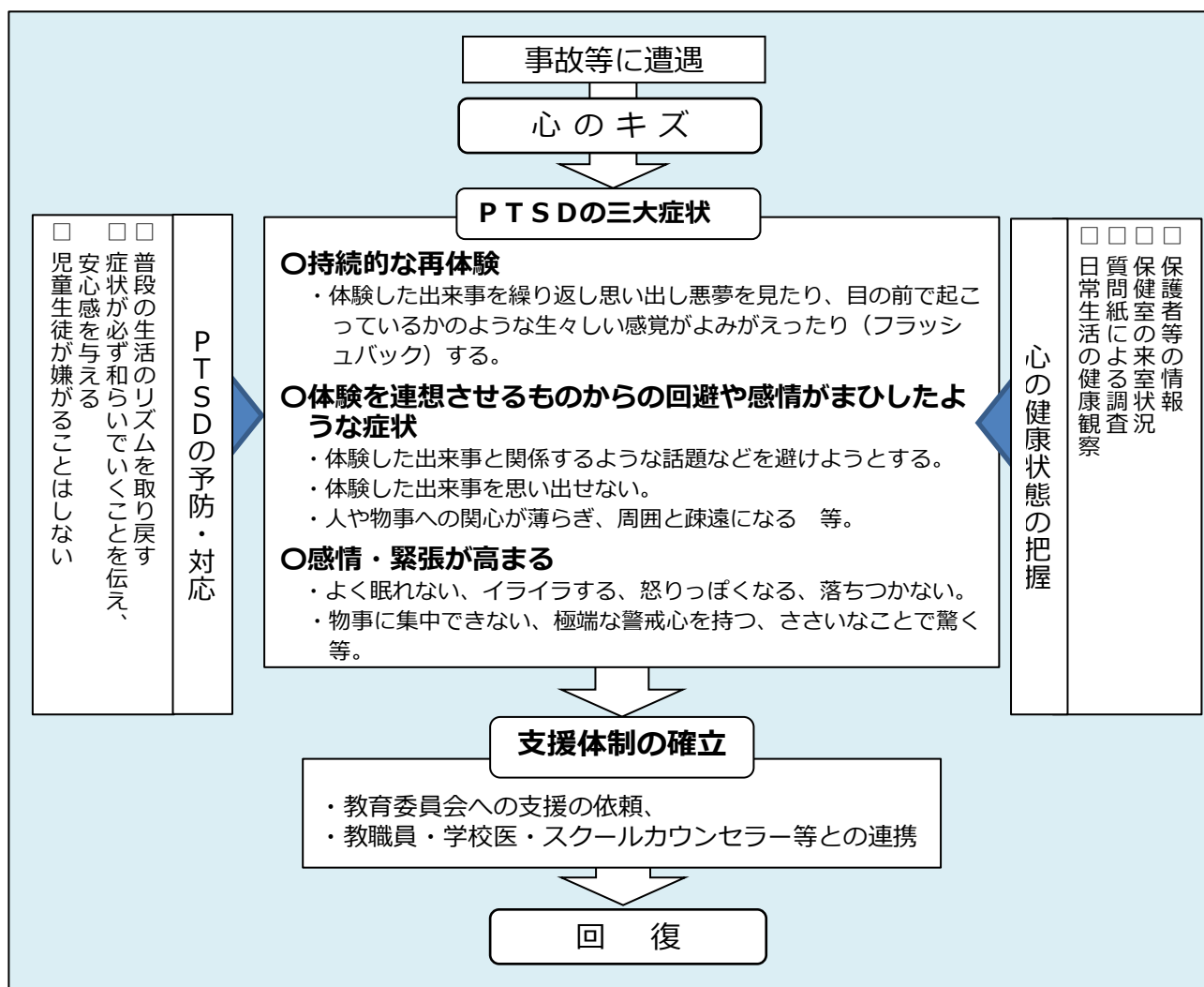
- ・校長の指示のもとに、危機管理体制を取る。
- ・対策本部による統一した対応（情報の共有化、役割分担等）を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関への協力要請の対応を十分考えておく。
- ・校区安全マップの掲示、パネル化

⑦一般の人からの情報を受けた場合の対応

- ・「警察にも直接連絡してください」と必ず要請する。
- ・近隣校園、市教委に連絡する。
- ・情報に信頼性があり、緊急を要する場合、地域関係（市民協関係・学校協議会委員・町会長等）にも連絡する。
- ・場合によっては町内放送や「防災無線」（市教委を通じて自治振興課に要請）を使用する。

3心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。そのため、事故発生直後から児童生徒等や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努める。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成 22 年 7 月）
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成 26 年 3 月）

4調査・検証・報告・再発防止等

(1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

(保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童生徒等の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。

- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

(報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
 - ・児童生徒等の特定をさせない
 - ・校内取材をさせない
 - ・電話取材の即答はしない
 - ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
 - ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
 - ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
 - ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

(2) 調査・検証の実施、再発防止

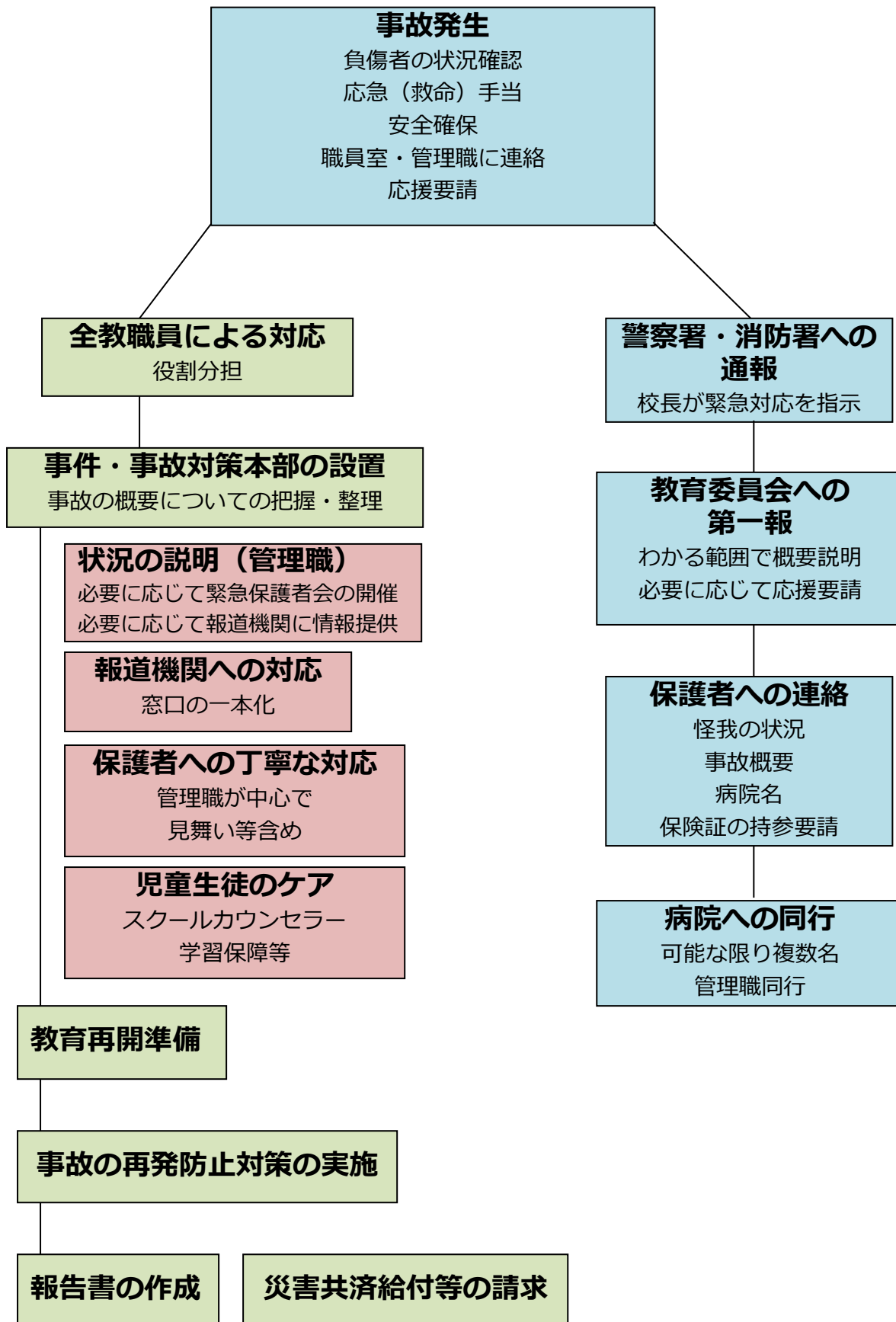
- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等に当たっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

(3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童生徒等の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

第4章 資料編

1 児童・生徒が重傷を負った場合



病院を受診するときの手順

傷病発見者・対応者は

① 担任へ連絡・養護教諭に報告（管理職に判断を仰ぐ）



② 保護者へ連絡

- 伝えること
- ・ケガや症状の発生状況、症状の程度
 - ・病院に行くこと、付き添う教職員
- 確認すること
- ・かかりつけ又は希望する病院は？
（病院に診てもらえるか確認してから受診先を決定することを伝える）
 - ・保護者にも病院に来てもらうことを原則とする。
来られない場合は今日中に支払いに行けるか？無理ならいつ行けるか？
（生活保護家庭は支払い不要、保護者から市役所へ要連絡）



③ 病院へ連絡

- 伝えること
- ・負傷児童の年齢・性別、ケガや症状の発生状況、症状の程度
- 確認すること
- ・今からの受診が可能か？
（保護者が来られない・今日中に支払いできない場合はそのことも伝える）



④ 保護者へ連絡

受診先を伝える



⑤ 管理職へ報告

受診先・保護者の付き添いの有無を伝える



⑥ 岸和田交通（072-437-2525）へ連絡（タクシーの場合）



岸交が来られない場合は泉州金星タクシー（072-439-3333）へ

⑥ 受診

料金を支払わずにタクシーに乗れます（市から後払い）

- 使い方
- ① 必要事項を書く（上下2か所）
 - ② 降りる際に金額を書き、下半分を切り取って運転手に渡す

持ち物

- ・タクシー券（出金伝票等の引き出し 右の上から3番目）
- ・受傷児童の救急カード（特に保護者とすぐに合流できない場合は必ず）
- ・携帯電話
- ・事故報告書（できれば 出金伝票等の引き出し 右の上から2番目）
- ・スポーツ振興センター書類封筒（できれば 場所は上記と同じ）
（・児童防寒具 時季によって）

※スポーツ振興センター災害共済給付制度について（詳細は書類または養護教諭まで）

◎学校の管理下（登下校含む）で、児童の災害が発生したときに、災害共済給付を行う制度。

申請が通れば医療費が後から振り込まれる（自己負担分＋医療費の1割）

◎医療点数の合計が500点未満、または生活保護受給者の場合は利用できない

【救急車要請（１１９番通報）】

１．あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

① 救急であることを伝える

「救急です」

「○年生の（男の子・女の子）が

- （例）
- ・食物アレルギーによるアナフィラキシーを起こしています」
 - ・○○分前から激しい腹痛を起こしています」
 - ・２mほどの高さから落ちて頭を打ち、意識がありません」

② 救急車に来てほしい場所を伝える

「八木北小学校です。住所は下池田町３－６－４です」

③ 事故の状況や児童の状態について伝える

「○年生の○○（名前）です」

- ・何分前、何をしているとき ・何が起こって ・どの程度のどんなケガをした
- ・バイタル（意識・呼吸・脈・体温） ・痛がり方 ・行った処置 等

※食物アレルギーが疑われる場合

（例）「小麦アレルギーを持つ児童で、○時○分頃に○○を食べた後、
○時○分から（症状）を起こしています」

（症状例）

- ・顔色が白い、声がかれている、名前が言えない
- ・咳が出ている、嘔吐がある、じんましんが出ている、意識の有無
- ・エピペンや内服薬を持っているか、使用の有無

④ 連絡した者の名前と学校の電話番号、学校の日印を伝える

「私は職員の○○です。

学校の電話番号は ０７２－４４３－６６３１です。西門から入ってきてください。
国道２６号線の和歌山方面車線を二トリ横で左折し、直進した突き当たりが西門です」

２．救急車要請後、到着まで

学校に向かっている救急隊から、電話がかかってくることもある。

① 救急隊の電話には、児童の状態を把握している職員が対応できるようにする。

② 救急車を誘導し、周りの児童を整理する職員が必要である。

休み時間の場合は校内放送を入れ、児童は教室で待機するよう指示する。

３．救急車到着

① 記録を基に、児童の状態や処置を伝える。

② 緊急時に搬送できる医療機関が決まっていれば、その情報も伝える。

③ 事情が分かる職員が救急車に同乗する。

④ 対象児童の搬送先を保護者に連絡する。

４．同乗者が持っていくもの

① エピペン・内服薬（あれば）

② 救急カードまたは環境カード（コピー）

③ 記録

④ 生活管理指導表（あれば）（アレルギー疾患用、心臓疾患等用がある）

⑤ 携帯電話

気象警報発令時

対象区域	気象警報	時間	学校園の対応
岸和田市	特別警報	① 午前7時現在	臨時休業
	暴風雪警報	② 午前7時～始業時刻（午前8時30分）	
	大雨警報	③ 始業時刻以降	授業（保育）中止 （授業の繰り上げ等）
	洪水警報 波浪警報 高潮警報	① 午前7時現在 ② 午前7時～始業時間 ③ 始業時間以降	（原則）平常通り授業を行う ※校園長が、園児・児童の安全上問題が生じる恐れがあると判断した場合は臨時休業、授業（保育）時間の繰り上げ、繰り下げ等を行う場合があります。 <u>地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）が出ている又は出された場合</u> ① <u>②：臨時休業</u> ② <u>：授業中止</u>

地震発生時・津波発生時

震度	時間	学校園の対応
震度5弱以上	① 午前7時まで	臨時休業
	② 午前7時～始業時刻	臨時休業 ○まだ在宅の場合は、登校（登園）させないでください。 ○既に登校（登園）している場合は、子どもの安全確保を優先します。保護者の皆さまには、ご自身等の安全確保を優先し、学校園にお迎えをお願いします。
	③ 始業時刻後	授業（保育）中止 ○既に登校（登園）している場合は、子どもの安全確保を優先します。保護者の皆さまには、ご自身等の安全確保を優先し、学校園にお迎えをお願いします。
	④ 休日に地震が発生した翌日	原則、臨時休業 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者に連絡します。

震度 4 以下	午前 7 時現在	(原則) 平常通り授業を行う ※校園長が、園児・児童の安全上問題が生じる恐れがあると判断した場合は臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ、繰り下げ等を行う場合があります。
---------	----------	---

<<岸和田市に「津波に関する警報」が発令された場合>>

○震度 5 以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

⇒ 震度 5 弱以上の地震発生時の対応を行います。

○震度 4 以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

⇒ 原則として、平常通り 授業(保育)を行います。

※臨時休業になる場合や、授業(保育)の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる場合は、ミマモルメによるメール配信を行う。

Ｊアラートによるミサイル発射情報の発信

発信された時間帯	対 応
登校・登園前	○<u>自宅待機</u> ただし、「大阪府下に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。 ○「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、<u>自宅待機を解除</u>します。 ※授業の再開等については、学校園からの連絡をお待ちください。
在校園時	○授業や活動を中断します。 ○屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、完全確保に努めます。 ○完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。
登下校中	○学校か家、近い方に向かうようにしてください。 ○選択できないような場合は、「すみやかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の対応をお願いします。 ○登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っただけのようお願いします。

「危機管理マニュアル（要約版）」

岸和田市立八木北小学校

〔正確な状況把握〕 事実経過の記録

〔指示系統の確立〕 校長トップに

教頭へ情報の集中化

〔組織対応〕 複数対応対策本部設置

〔誠実な対応〕 被害（災）者の立場

	A 地震・火事等	B 食中毒等	C 不審者対応等	D ケガ等
1 通 報 と 搬 送	《いのち第一》			
	<発生時> 1 訓練を生かす 臨機応変 ※津波の第2避難所 …下池田東1・2棟	養教・校長・教頭へ 複数対応	見かけない来校者 には用件を尋ね、職 員室へ案内する 危険を感じたら、 ホイッスル・火災報 知器で知らせる 複数対応	養教・校長・教頭へ 複数対応
2 関 係 機 関 へ の 連 絡	〔救急・消防は119通報〕 例A・・・「下池田町八木北小学校の〇〇です。1階給食室から出火。出動をお願いします。 児童は運動場に避難。電話番号は443-6631です。」 ※北門・西門・南門の鍵を開けること。 例B・・・「下池田町八木北小学校の〇〇です。子どもが急な腹痛を訴え、口からもど していま す。至急救急車をお願いします。電話番号は443-6631です。」 例C・・・「下池田町八木北小学校の〇〇です。刃物を持った不審者が進入。子どもが 〇〇を刺 され、出血しています。至急救急車をお願いします。 電話番号は443-6631です。」 同時に、〔警察：110番通報又は439-1234〕も行う。			
	《連絡し、指示を受ける機関》 ※発信者 ① 市教委 教育総務課長 井上 423-9605 ※ 教頭 参事（調整） 石井 保健担当 野村 423-9638 ※ 生指等の事件・事故 学校教育課長 松本 423-9682 本校担当指導主事 松田 423-9683 ※ 施設設備等の故障 学校管理課 423-9680 ※ 学校給食課 447-6471 ② 岸和田保健所食中毒担当 422-5681 ※ 校長 ③ 校医（武村先生） 440-3210 ※ 養護教諭			

	A 地震・火事等	B 食中毒等	C 不審者対応等	D ケガ等
3 児童・保護者対応	《いのち第一初期対応》 A 原則、運動場に集合。集団下校、学校待機もあり。 B 教室での待機（感染症の疑いが強い場合）集団下校もあり。 C いのち第一、教室での待機（内から鍵）。場合により運動場・体育館へ。 ※警察官を伴い状況説明。集団下校もあり。 《保護者連絡と説明会》※携帯メールで状況報告；教頭 A 学校待機もあり B 保護者へ連絡（ミマモルメメール） 学校説明会の開催案内等作成※教頭 ・出席者；校長（声明） 教頭（広報・説明） 保健主事・養教・該当学年 ・内容；原因・被害状況とその広がり・対応策・今後の依頼事項など C 保護者へ連絡（携帯メール） ・文書による被害状況と対応結果など			
4 PTA・近隣校	《混乱回避のために情報提供》 3と逆になる場合もあり ※発信者；概要連絡 ① PTA会長渋谷啓之※ 教頭役員には会長から連絡を依頼 ② 八木北地区連合町会長根来敏朗※ 教頭 ③ 学校協議員村田悦子※ 校長 ④ 近隣の学校等幼稚園八木小八木南小久米田中※教頭 ⑤ 状況等により携帯メールでPTA情報発信※教頭			
5 報道対応	《窓口一本化》※教頭 I. 複数対応（応答者と記録者） しない・させない（児童の特定・校内取材・電話取材の即答） II. 事実だけを伝える（不確かなこと・推測・うそ・ごまかしはしない） （ノーコメントはしない） III. 質問事項に応える（相手の所属と名前・応答内容・報道内容の記録と整理） IV. 市教委への迅速な報告（取材や報道内容について事前に相談）			
6 被災者等対応	《謝意ある対応（願う心、応える心）》 《被災（害）者の個人情報保護と人権への配慮》 《心のケア》			

児童が帰宅後行方不明になった場合は、家庭・地域・関係機関と連携しながら、指揮系統を明確にし、「いのち第一」で迅速に対応する。

【緊急時連絡網】

